

除却に関する助成支援制度の見直しについて

空家等対策計画に基づき、空き家の除却に関する助成制度をより活用しやすくするため、以下のとおり制度の見直しの検討を進めています。

1. 空き家の除却助成制度について

現行制度においては、市内空き家・空き地の有効活用に資するため、空き家の除却に対して助成を行っていますが、空き家・空き地バンク（以下「バンク」という。）登録物件に限定して助成を行っています。バンクは、売却が決まっている物件は登録できないため、売買契約が成立した後当助成制度を知った場合などは、空き家の有効活用に資する行為であっても、当助成を受けることはできません。また、当助成金を活用するため、本来必要としないバンク登録の手続きが必要となる場合があり、申請者と市の双方に事務の負担が発生しています。

当助成制度の空き家・空き地の有効活用という目的に鑑みれば、バンクの登録という条件は不要であり、当条件を除外することで、当助成制度の更なる活用が見込まれます。

2. 見直しの方向性について

バンク登録物件に限定する要件を除外し、売買契約が成立した、もしくは成立間近の物件に対し助成するよう改めると、上記の問題点は解消されます。ただし、助成を行い空き家・空き地の有効活用を促進するのであれば、対象を利活用が進んでいない物件に限定するなど、一定の要件が必要かと考えます。

については、次年度以降も適当な要件の検討などを行い、活用しやすく、適切な助成支援制度の見直しを進めていきます。

助成制度の目的に沿っているのか？



バンク登録物件に限定する要件を除外すると…

- ・ 申請件数の大幅増の恐れあり
- ・ 取壊し後に売買契約成立を目指す物件が助成対象外となる
- ・ 売買契約成立の取壊し物件全てに助成する正当性は？



上記について精査し、新たな要件の必要性を判断する。

要件案として、1年以上経過した空き家などが考えられます。利用しやすさの向上にはつながらないものの、助成の目的にバンク利用の促進を含め、現行どおりの要件のままとする選択もあり得ます。

現行

バンク登録物件
に限る